

議案第29号

令和2年度長久手市一般会計補正予算（第12号）P65

介護職員確保事業について

1 事業概要

市内の介護事業所の人材不足を解消するため、資格取得や再就業を目指す人を対象に、介護職員初任者研修や潜在有資格者（介護福祉士・ホームヘルパー2級相当等）の実技研修等を実施する。

2 減額補正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、研修内容に介護体験が含まれるものは感染症対策が困難として未実施とした。

また、介護事業所においても部外者の受入を制限しており、職場体験が困難であったことから受講者不在により委託料を減額する。

3 算定根拠及び金額

(1) 潜在的有資格者等実技研修研修業務委託

ア 受講者見込5人×1日あたり2,000円×5日=50,000円

イ 50,000円－当初予算額250,000円=△200,000円

(2) 入門的研修業務委託

未実施のため△136,000円

(3) 介護職員初任者研修等受講料助成金

令和2年11月時点申請者3人 助成額144,600円

144,600円×2－当初予算額675,000円=△385,800円

4 その他

(1) 過去3年間の実績

ア 潜在的有資格者等実技研修研修業務委託

	R2	R1	H30
受講者数	0	2	2

イ 入門的研修業務委託

	R2	R1（新規）
受講者数	未実施	17

ウ 介護職員初任者研修等受講料助成金

	R2	R1	H30
助成人数	3	4	6

(2) 周知方法

ア 潜在的有資格者等実技研修研修業務委託

窓口で求職者に案内、市広報及びホームページ、ハローワークへの周知、バスツアー等イベント

イ 入門的研修業務委託

未実施

ウ 介護職員初任者研修等受講料助成金

市内事業所に勤務した人が、助成対象のため事業所に周知したり、市主催の介護職員初任者研修で受講者に周知したりする。

議案第29号

令和2年度長久手市一般会計補正予算（第12号）P69

（株）長久手温泉経営支援について

1 目的

新型コロナウイルス感染症対策のため、市の協力要請により、（株）長久手温泉が「長久手温泉ござらっせ」を休業した期間について、当該期間に要した必要最小限の経費を、指定管理料として（株）長久手温泉へ支払う。

2 理由

福祉の家温泉交流施設の指定管理については、入泉料をもって業務を行うこととしており、温泉経営に関して市からの指定管理料の支払いがないため、休業により本来得られる入泉料収入がない中で発生した経費（固定費）を補填する必要がある。

3 休業期間

令和2年3月 9日～3月15日（7日間）

4月17日～5月25日（39日間）

合計 46日間

4 算定根拠及び金額

(1) 根拠

基本協定書第12条「リスクの分担」において、不可抗力の場合は市が負担するとして規定

(2) 金額

休業期間の固定費から人件費を除いた額（日割額）

13,519,106円

5 その他

（株）長久手温泉から納付を受ける以下の項目について、休業期間中の分は減免する。（＝歳入減）

減額合計 5,828,298円

【減額項目】

光熱水費、駐車場維持管理負担金、温泉交流施設負担金、行政財産目的外使用料